

No.	回答掲載日	質問	回答
1	10/30	令和9年度の職員定数及び委託料の単価は、いつ頃確定する予定でしょうか。	令和9年度の職員定数及び委託料の単価は、市議会の日程によりますが、概ね3月下旬に確定いたしますので、同時期に開催予定の職員連絡会議において、ご説明いたします。職員連絡会議の詳しい日程や開催方法などの詳細は、決定次第ご連絡いたします。 なお、令和9年度の職員定数は、令和8年10月1日付の各圏域の高齢者人口を元に決定いたします。現運営法人以外の応募法人に対しては、別途お示しいたします。
2	10/30	応募圏域(大沢・星が丘・新磯・東林第1・東林第2)における、現在の指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA・B・C別)の月あたり担当件数(令和7年度実績等)を、差し支えない範囲でご教示ください。	指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)について、令和7年度の29圏域の請求数(平均)は次のとおりです。 指定介護予防支援:1,576件/年、 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業):1,068件/年
3	10/30	介護予防ケアマネジメントのケアマネジメントC(初回のみ介護予防ケアマネジメント)は、初回の月のみの請求という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	10/30	別紙1の賃借料の上乗せについて、「一定の要件」の具体的な内容をご教示ください。	募集要項別紙1の※3に記載している「一定の要件」は、地域包括支援センターの設置に関する基準のことを指しており、具体的には、募集要項8ページ「2(1)必須事項」及び「2(2)選考に影響する事項」に記載のとおりです。
5	10/30	1次募集で受託候補法人となった法人が2次募集に応募する場合、書類審査の添付書類(登記簿謄本、定款、納税証明書、財務書類、監査結果等)は、改めて原本を提出する必要がありますでしょうか。	改めてご提出ください。なお、「法人登記簿謄本」及び「国税、地方税(都道府県税、市町村税)に係る滞納がないことの証明書」は、申請日以前、3か月以内に発行されたものとしていただきますので、ご注意ください。
6	10/30	令和9年4月1日からの指定介護予防支援事業者の指定手続きについて、申請の時期と締切の目安をご教示ください。	介護予防支援事業者の指定については、指定希望日(4月1日)の前々月の1日から末日(2月1日から28日)までに、市福祉基盤課あてに申請書をご提出ください。申請書類等詳細については、市ホームページに案内がありますので、下記URLにてご確認をお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ホームページ記載の担当課にお問い合わせいただけますようお願いいたします。 【ページ番号】1011562 【URL】 https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/kaigohoken/1011562.html
7	10/30	現運営法人からの業務の引継ぎは、いつ頃から、どのような形(利用者情報・書類の引渡し、同行訪問、研修への参加等)で行う想定でしょうか。	2次募集については、12月下旬の評価委員会開催後、1月上旬に受託候補法人決定の通知を発送する予定です。引継ぎの具体的なスケジュールは市からお示ししませんので、受託候補法人となった法人におかれましては、通知を確認後、現運営法人と調整し、適宜連絡を取りつつ計画的に進めていただくようお願いいたします。現在の運営体制は令和9年3月31日までですので、4月1日から新体制による運営が円滑に開始できるよう、ご準備をお願いいたします。 なお、地域包括支援センターの設置場所が変更となる場合は、業務支援システムの移設が必要となるため、業者との調整を市が行います。また、市が実施する研修等について、新たに運営法人となる受託予定法人を対象とするものについては、決定後お知らせいたします。

※同じ趣旨の質問が複数ある場合、回答をまとめる場合があります。

※文章の体裁を整えるため、文言を修正して掲載する場合があります。

※質問の内容に合わせて、書類審査用、提案審査用の振り分けを変更する場合があります。